

医療費通知《医療費のお知らせ》 を送付しています



■問合せ 国保年金課国保係 ☎029-885-0340(内)116

● 医療費通知とは？

村では、国民健康保険(国保)に加入している方に、健康管理や医療費の管理に活用していただくために、医療費通知を送付しています。通知が届いた方は、記載内容をご確認ください。

- ▶ 医療費通知は、年に5回(6月・8月・10月・12月・2月)、世帯ごとにかかった医療費についてお知らせします。受診した覚えがない医療機関が記載されている場合や、記載された金額や受診日数が異なる場合など、お気づきの点がありましたら、国保年金課にお問い合わせください。
- ▶ 医療費通知は、医療機関から美浦村国保に請求された診療報酬明細書(レセプト)を基に作成しています。医療機関の窓口では10円未満を四捨五入した金額を支払うため、通知に記載される自己負担額と差額が生じることがあります。

● 医療費通知が確定申告に使用できます

村からお送りしている医療費通知は、確定申告で医療費控除の適用を受ける際に添付する「医療費の明細書」として使用することができます。



● 使用の際に気をつけること

- ▶ 医療機関を受診してから医療費通知に反映するまでに時間を要するため(半年程度)、確定申告開始前までにすべての月分の医療費についてお知らせをお送りすることができません。通知に記載されていない月の医療費については、医療機関からの領収書に基づきご自身で作成した医療費の明細書を追加して添付する必要があります。
- ▶ 医療費通知は、医療福祉制度(マル福)による助成や高額療養費の支給など、レセプト情報からはわからない給付については反映されていません。通知に記載されている内容が、実際に負担した金額と異なる場合は、記載内容を訂正した上で使用してください。

いばらきアマピエちゃん登録事業者給付金

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組む事業者の方に給付金を交付します。

■対象事業者

- ・美浦村において、令和2年1月1日以前より事業所を営んでいること。
- ・いばらきアマピエちゃんに登録することにより新型コロナウイルス感染の拡大防止の取組を行っている中小企業者等事業所。
- ・主に不特定の者が出入りする施設であって、施設内で密(一定の場所に一定時間滞留、不特定多数の者が密集)になりやすい施設。

※対象となる業種には制限があります。

■給付金額 1事業者一律10万円

※1事業者1回限り。給付金の交付は予算がなくなり次第終了となります。【予算額1,000万円】

■受付期間 令和3年1月29日(金)必着

■申請方法 原則、役場経済課に郵送にて提出

☆申請書類や必要書類等、詳しくは、村公式ホームページ(右記QRコードからもアクセスできます)をご覧ください。役場経済課まで直接お問い合わせください。

■問合せ 役場経済課 ☎029-885-0340(内)217

